次

目

示

告

知事指定薬物の指定の失効

(薬

路 務

維 水

持 道 課 課

五六 五个

道路の供用開始 道路の区域変更

美濃加茂都市計画下水道事業の変更認可

下 同 道

水

道

五八

五七

選挙管理委員会告示

政治団体の異動事項の公表 設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会)

資金管理団体の異動事項の公表

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表 解散届が提出された政治団体の名称等の公表

岐

資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表

同 同 同 同

訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

公 示

落札者等に関する公示

指定管理者の指定

(地域スポーツ課)

(商業・金融課

都

市政策課

六四 六四 兰

六四

**税** 

務

課

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

多治見都市計画の図書の縦覧 多治見都市計画地区計画の図書の縦覧

落札者等に関する公示

(工業技術研究所)

毎週

岐 阜

県

公 報

(金曜日) 発行

平成二十八年一月二十九日

第 干 七 百 + 八 号

金曜日

平成二十八年一月二十九 日

正 誤

道路の供用開始中訂正

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出中訂正

道路の区域変更中訂正

同 道 路 維 持

導 課 

建 築 指

(56)

岐阜県告示第三十二号

告

示

失うので、同条第二項の規定により告示する。 「条例」という。) 第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下

国一 道般

類の道 種路

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

肈

失効する知事指定薬物の名称

1 称 C D) 二 (二・五 ジメトキシ 四 メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類 (通

2 二 {[ピス (四 フルオロフェニル)メチル] スルフィニル} トアミド及びその塩類(通称Modafiendz) N メチルアセ

3 称MO CHMINACA) ヘキシルメチル) ーH インダゾール **| メトキシ 三・三 ジメチル | オキソプタン 二 イル=ー (シクロ** 三 カルボキシラート及びその塩類 (通

= 失効の理由

岐

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

Ξ 指定の効力を失う日

平成二十八年一月三十一日

岐阜県告示第三十三号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年一月二十九日

田

岐阜県知事

古

岐阜県告示祭

次のように 道路法 (四

維持課及びは なお、その

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事

ī	ŀ	
l		1
	E	3
•		
Í		
2		

県道					類の種	道 路
足土					路	
助岐 線					線 名	
一一番地先から土岐市妻木平成町五丁目	四九番五地先まで同の市同の町の町の町の町の町では、町字塚本二〇	九八番八地先から土岐市妻木町字中田一五	六番一地先まで同の市妻木町字岩呉四七	一一番地先から土岐市妻木平成町五丁目	区間	
Α	前 B A		Ą	別前変後更	区域	
<u>=</u> ===================================	一六·0 三九·一		₹ 			敷地の幅
一、九二三,六	五. 四 • 四		ナニ	1 - 1111 - 1	ル(メート	延長
		をのいる分	る表図  数示面  地すに(	は及 A 関び 系 C B	備考	

路線名	区間	別前変区 後更域	ル (	ル (メート 長	備	考
百五十	郡上市八幡町旭字堀越一	前	10•九	一 • 五		
六号	〇一二番一六一地先地内	後				
(昭和二十七) 宗第三十四号	「(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、   (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、   示第三十四号	八 条 第	一項 の 規定		道路の区域を	域を
び岐阜県多	び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路ー系データの「インディーストラース)	般 十の縦 日	覧に供するがら二週間	。 岐阜県県土	整備部	道路
二十八年一	二十八年一月二十九日					

県道

神長

岡倉 線

一三〇一番一地先から飛驒市神岡町東雲字西野

前

Α

<u></u>

||三||-0

В

=₹ =₹

買売

う分地すに係BA 。をのる表図は及 い区敷示面関び

一二九三番八地先まで 同 市同 町同 字同

後 B

なず

一豐六

類の道 種路

路 線

名

X

閰

別前変区 後更域

延

長

した(メート 員敷 地の幅

سال

メー

備

考

一三〇四番一地先から飛驒市神岡町東雲字西野

前

辜 <sub>三</sub>罗

一三〇一番一地先まで四 市同 町同 字同

後

三

字 四

	7º 2	, , ,	
	七有同	九土	六同
	七番一)	九八番 八番 八地 大地	六番一地先まで記している。
	ま町で字石	八地先から 安木町字中E	ま町で字岩
	で(一三二	由五	岩呉四七
		——— <b>∳</b>	
	弄	示了	
	ゼ / - ! !	- - - -	
支			
早早去			
支拿 悬击 示第三十			
Ŧ			

一二九三番八地先から飛驒市神岡町東雲字西野

前

元 ₹Ţ

一二九五番一地先まで 同 市同 町同 字同

後

三

<u>=</u>

岐阜県告示第三十五号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

肈

岐阜県告示第三十六号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

	追		親の追 種路
	路		
	線 名		
一八〇番二地先まで	郡 番種 同二級	K K	区間
			미산호등
後 A	自 B	U A	別前変区 後更域
デ 0	三	一~ 0	ル (メー の ト 幅
一五九・〇	<u> </u>	ル (メート 長	
い区	敷示面 地すに のる表	関BA 係は及 図、び	備考

岐阜県告示第三十七号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

なお、 その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

	県道		WT - 145
	類の道 種路		
	路		
	線		
	田八 線		名
	ガル	し ド マ し	区間
後 A	育 B	Í A	別前変区 後更域
示 0	: ; ; ;	二 ~ 0	ル (メート ト 幅
一五九• 〇	1140	一五九〇	ル (メート 長
い区 う分 を	敷示面 地すに のる表	関BA 係は及 図、び	備考

岐阜県告示第三十八号

岐

平成二十八年一月二十九日

市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

岐阜県知事

古

田

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、美濃加茂都

## 維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

Ξ

事業施行期間

都市計画事業の種類及び名称

美濃加茂市

美濃加茂都市計画下水道事業

美濃加茂市公共下水道

国—	箱の消
国一 道般	類の道 種路
号三 百 六 十	路
구	線 名
〇六番二地先まで 三五四番地先から 三五四番地先から 飛驒市河合町保木林字下川原	区間
六四八・八	ル <sub>(</sub> 延 ) メー ト長
示 <b>平</b> 一 <b>•</b> 元	の 期 日
三 <b>平</b> ・成 三 ニ	ほ示変決(備 か年更定区 )月の又域 日告はの考

四

平成三十三年三月三十一日まで

平成九年十二月五日から

事業地を表示する図面において表示する。

## 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

とおり告示する。 団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、政治

平成二十八年一月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利

幸

施行者の名称

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体 石原孝治後援会 权 沁 4 存 9 クカエ 桮 楪 代の 表氏 指 谷 丰 밤 会計責任者の 氏 名 쩲 箔 土岐市土岐口中町 4 ₩ た ØЛ

統

爬 9

严

往

书

届 年月日

92

2

平成27年 12月8日

(	59	)	平成28年1	<b>H</b> 29H

阜県公報

第2718号

第2718号

平成28年1月29日

(60)

岐阜県選挙管 委員長 +	平成二十八年一月二十九日 岐		まり、その名称等を次の現定に	規 四 定 号 に )	項九の十	第第三百	示する。 治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、第十七条第一項の規定により、政岐阜県選挙管理委員会告示第六号	第2718号
平成27年 11月13日	操知子後援会	みさお知子後援会	<b>公</b>	4	<b>治</b>	灕	みさお知子後援会	
11 <b>1</b> 16	H   <del>K</del>	務     病   I   市	主たる事務所の所在地					
平成27年	銀治谷 泰 次小木曽 常 久	公 原 謙 二 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	代表者会計畫任者	<del>     </del>	<b>当</b>	)	古田はじめ加納中学校後編余	岐阜
平成27年 12月8日	西尾慶太と語る会	西尾けいたと語る会	<b>允苓</b>	月	逆望	曹裁	西尾けいたと語る会	
平成27年 10 <b>月1日</b>	瑞穂市穂積1991 3	瑞穂市穂積1590	主たる事務所の所在地	襚	-44	· 場	鳥居よしふみを支援する会	県
平成27年 6月7日	描 광 忠 豐	尾崎 正 俊	会計責任者	出	不	田口	岐阜県自動車整備政治連盟	公
12月7日		三島一島	代表者	됨	a 	  B	毛包や維度技术	報
平成27年	尾村忠雄を励ます会	尾村忠雄後援会	允零					
平成27年 12 <b>月</b> 10日	岐阜市早田大通1 27	岐阜市山吹町 5 48 1	主たる事務所の所在地	4	平	江廊	えさき洋子後援会	
12 <b>月</b> 25 <b>日</b>	中津川市本町3 1 36	中津川市西宮町 2 12	主たる事務所の所在地		<u>ت</u> إ	Ä	他の『十年三元及名ノへの対	平成28
平成27年	野沢種助	庄 司 善 哉	代表者					8年1,
	中津川市高山1235 18	中津川市津島町 1 25	主たる事務所の所在地					<b>月</b> 29日
平成27年 12 <b>月3日</b>	中島教明	柘植貴敏	会計責任者	т Ж	Ħ	追	青山節児後援会	1 (
	類類類幸	光正岩平	代表者					( 60
平成27年 6月7日	描明明	尾崎 正 俊	会計責任者	男	盈	⊞□	自由民主党岐阜県自動車整備支部	)

委員長 大 松早県選挙管理委員会

利

幸

_	叫	景	יט	ı	
山県同志会	<b></b>	岐阜県地域経済研究会	うえまつ康祐を励ます会	- 言を成す会(堀誠後援会)	政治 国 存 の 允 巻
H	邮	糕	採	庙	9 7
#	沿出		無		表氏
無米	月彦	浀	計	誠	地位
<del>Л</del>	滅	華	一种	恭松	0 11
<u> </u>	ži ju	<b>準</b>	松	選	会の手
%	四		岩	平	黄氏征
與	I	嶥	香子	11	推合
山 <b>県市大桑</b> 553	飛驒市古川町金森町 3 11	各務原市蘇原青雲町 5 61	可児郡御嵩町上之郷7066	岐阜市加納西丸町 1 26	主たる事務所の所在地
平成27年 12 <b>月4日</b>	平成27年 12 <b>月</b> 10日	平成27年 12月13日	平成27年 7月28日	平成27年 1月5日	第月月日
					政党又は政党の支部の場合の大部の場合である場の場合である。
					当該政党の支部を 女部 とする 関 党 の 名 格 格
					一以上の市町村の区 域等を単位として設 けられる支部の表示

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

等を次のとおり告示する。 金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、資

平成二十八年一月二十九日

岐

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

属出をした者の氏名 部合 心力 飛驒市長 於 顯 9 櫯 粼 資金管理団体の 名 物 **つづく淳也後援会** 生たる事務所の所 在 地 光期市古川町式之町8 15 代氏表 幣 者の名 心心

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

ń により、その異動事項を次のとおり告示する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項第三号の規定によ 資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定

## 平成二十八年一月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

滿	江崎	届出を 者の日
生 生	洋子	Eした 氏名
みさお知子後 援会	えさき洋子後 援会	資金管理団体 の 名 称
允答	主たる事務 所の所在地	異動事項
みさお知子後援会	岐阜市山吹町 5 48 1	新
操知子後援会	岐阜市早田大通1 27	П

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

'n 定により、その名称等を次のとおり告示する。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第二号の規定によ 資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規

平成二十八年一月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

17,000,000

1,237

ĺĆ

17,000,000

1,237

を

松

利

幸

12,200,000

2,000,000

ĺĆ

12,200,000

2,000,000

を

に

を

届出者の氏名又は名称

建物の名称及び所在地

宮田商事株式会社

各務原市 各務原市那加桜町一丁目六九番地

代表者 浅野

健司

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県川辺漕艇場条例 (平成二十二年岐阜県条例第四十八号) 第十六条の規定により公示する。 岐阜県川辺漕艇場に係る地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

指定管理者となる団体

川辺町 加茂郡川辺町中川辺一五一八番地の四

代表者 佐藤 光宏

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

岐

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定により大規模** 

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古

田

美濃加茂市太田町一九五一の一 外

ハローフージ太田店

多治見都市計画地区計画の図書の縦覧

の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定による都市計画の図書

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事

古

田

都市計画の種類及び名称

多治見都市計画地区計画 長瀬地区地区計画

縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦瞥

の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の図書

平成二十八年 | 月二十九日

岐阜県知事 古 田

都市計画の種類及び名称

縦覧場所

多治見都市計画風致地区

池田風致地区

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成七年岐阜県規則第

調達物品等の名称及び数量 複合材料表面分析装置における多機能分析装置部 岐阜県知事 古 田

平成二十八年一月二十九日

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

落札者を決定した日 平成27年12月11日 入札公告を行った日 平成27年10月30日

落札者の住所及び氏名 各務原市鵜沼南町3 20

三弘アルバック株式会社岐阜営業所

所長 山本 潤一

部局の名称 岐阜県工業技術研究所企画調整課管理調整係

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

落札金額 41,202,000円

所在地 関市小瀬1288

正 誤

十五号)四九六頁下段表中「一四二・五」は、「一四二・六」の誤り。 平成二十三年十一月八日第二千二百九十六号 道路の区域変更 (岐阜県告示第五百五 (原稿誤り)

正 誤

(原稿誤り)

十三号) 八五四頁下段前から六行目中「岐阜県古川土木事務所」は、「岐阜県多治見土 平成二十七年十二月二十二日第二千七百九号 道路の供用開始 (岐阜県告示第七百二

木事務所」の誤り。

誤

(原稿誤り) 正

届出八〇七頁上段前から七行目中「四番五七号」は、「四丁目五七番地」の誤り。 平成二十七年十二月八日第二千七百五号 指定構造計算適合性判定機関からの変更の

I

平成二十八年一月二十九日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社